

米軍AV8Bハリアー攻撃機墜落事故に関する意見書

去る9月22日、午後1時55分ごろ、米軍嘉手納基地を離陸し米軍ホテル・ホテル訓練区域において訓練をしていた第31海兵遠征部隊の指揮下にあるAV8Bハリアー攻撃機が、国頭村辺戸岬の東約150キロメートルの海上に墜落した。

航空機の墜落事故は、一步間違えば人命にかかわる大惨事につながりかねず、漁業関係者はもとより、米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えるものであり、あってはならない。

本県におけるハリアー攻撃機の墜落事故は、平成11年6月の嘉手納飛行場内で離陸に失敗し墜落炎上した事故を初め幾度となく発生しており、本県議会はその他航空機による事故も含めその都度、米軍や関係機関に厳重に抗議し、事故の再発防止や航空機の安全管理の徹底等を要請してきたところである。

それにもかかわらず、またしてもこのような事故が発生したことはまことに遺憾であり、米軍における再発防止の取り組み、航空機の整備体制及び訓練に当たっての安全管理のあり方等に強い疑問を抱かざるを得ない。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。
- 2 事故原因の究明、安全対策及び再発防止策が講じられるまでの間、県内における同機種 of 飛行を中止すること。
- 3 ハリアー攻撃機を含む外来機の本県への飛来を制限すること。
- 4 基地の整理・縮小の一環として広大な訓練水域・空域の見直しを行い、返還を推進すること。
- 5 航空機の整備・保守点検体制を徹底的に見直して、訓練に当たっての安全管理と事故の再発防止に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月27日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
防 衛 大 臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て